

医療保険課

1 国民健康保険事業

平成30年4月から兵庫県と各市町が共同保険者となり、財政運営が県主体となった。
昨今の厳しい経済情勢の中、国民健康保険税の収納率向上を目指してペイジー口座振替やコンビニ収納の推進を図った。

また、疾病の早期発見と早期治療を目的とした特定健康診査及び特定保健指導を実施するために町ぐるみ健診の受診を勧奨した。

なお、40歳、50歳、60歳の節目年齢者と70～74歳の受診料が無料となる約6,500人に対し、受診券と健診の重要性をPRするチラシを送付するとともに、未受診者にリーフレットの郵送による受診勧奨を行った。

(1) 国民健康保険被保険者

ア 加入の状況

(平成31年3月末現在)

市世帯数・市人口		国保加入数		国保加入率 (%)	
世帯	人口 (人)	世帯	被保険者 (人)	世帯	被保険者
33,729	77,552	22	24	0.02	0.03
		11,334	18,351	33.60	23.66

※上段は退職被保険者を再掲している。内、退職被保険者のみの世帯は10世帯。

イ 資格の異動

取得		喪失	
区分	被保険者 (人)	区分	被保険者 (人)
出生	50	死亡	114
転入	574	転出	500
他保離脱	1,865	他保加入	1,655
生活保護廃止	38	生活保護開始	42
後期離脱	0	後期加入	1,089
その他	304	その他	303
合計	2,831	合計	3,703

(2) 国民健康保険税

ア 税率及び賦課割合

区分	税率・金額			賦課割合 (%)			
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割	均等割	平等割	合計
医療分	6.5	25,000	20,000	49.5	34.1	16.4	100
後期分	2.3	9,000	7,000				
介護分	2.0	8,000	6,000				

イ 国民健康保険税調定額及び収入額

科目		調定額 (円)	収入済額 (円)	収入未済額 (円)	不納欠損額 (円)	徴収率 (%)
国民健康保険税 合計		2,121,968,528	1,634,681,506	439,900,006	47,387,016	77.0
現年 課税分	計	1,650,569,600	1,553,634,280	96,894,020	41,300	94.1
	一般 医療分	1,129,716,378	1,063,900,279	65,787,834	28,265	94.2
	一般 介護分	117,169,137	109,603,687	7,562,513	2,937	93.5
	一般 後期分	399,161,197	375,909,527	23,241,684	9,986	94.2
	退職 医療分	2,740,022	2,554,687	185,267	68	93.2
	退職 介護分	810,563	763,629	46,914	20	94.2
	退職 後期分	972,303	902,471	69,808	24	92.8
滞納 繰越分	計	471,398,928	81,047,226	343,005,986	47,345,716	17.2
	一般 医療分	330,069,076	56,748,457	240,169,622	33,150,997	17.2
	一般 介護分	28,914,848	4,971,437	21,039,225	2,904,186	17.2
	一般 後期分	85,000,686	14,614,436	61,848,870	8,537,380	17.2
	退職 医療分	16,591,950	2,852,862	12,072,519	1,666,569	17.2
	退職 介護分	4,974,951	855,048	3,620,406	499,497	17.2
	退職 後期分	5,847,417	1,004,986	4,255,344	587,087	17.2

(3) 保険給付

ア 療養の給付

区分	件数	日数	費用額 (円)	保険者負担金 (円)	一部負担金 (円)	他法負担金 (円)
一般分	332,313	438,651	7,900,054,422	5,790,984,855	1,876,692,726	232,376,841
退職分	1,300	1,553	25,583,116	17,830,410	6,956,269	796,437
合計	333,613	440,204	7,925,637,538	5,808,815,265	1,883,648,995	233,173,278

※保険者負担金は、決算額から第三者納付金及び返納金等を控除している。

イ その他の給付

(ア) 療養費

区分	件数	費用額 (円)	保険者負担金 (円)	一部負担金 (円)	他法負担金 (円)
一般分	8,978	76,110,254	57,199,456	16,441,868	2,468,930
退職分	36	314,370	214,168	78,383	21,819
合計	9,014	76,424,624	57,413,624	16,520,251	2,490,749

※保険者負担金は、決算額から第三者納付金及び返納金等を控除している。

(イ) 出産育児一時金・葬祭費

区分	件数	一件当たり助成額 (円)		支給額 (円)
出産育児一時金	39	404,000 (420,000)	()は産科医療保障制度加入の 医療機関で出産した場合	16,735,074
葬祭費	103	50,000		5,150,000
合計	142			21,885,074

(ロ) 高額療養費

区分	件数	支給額 (円)
一般分	10,047	801,800,600
退職分	35	2,521,011
合計	10,082	804,321,611

※支給額は、決算額から第三者納付金等を控除している。

(エ) 高額介護合算療養費

区分	件数	支給額 (円)
一般分	4	14,528
退職分	0	0
合計	4	14,528

(4) その他の事業

保健事業の一環として、9月に開催した「健康づくりの集い」で「国民健康保険コーナー」を設置し、特定健康診査及び特定保健指導の受診率をより向上させるため各種啓発活動を行った。また、収納率向上対策としてFMみっきいでスポットCMを行った。

ア 特定健康診査

対象者 (人)	受診者 (人)		受診率 (%)
	町ぐるみ健診	人間ドック	
15,543	4,342	196	29.2
	合計 4,538		

※年度内の国保資格異動者を含むため、法定報告の受診率とは異なる。

イ 収納率向上特別対策事業

スポットCM放送委託料 454,000円

ウ 人間ドック・脳ドック利用助成 (国保)

施設名	コース	助成金 (円)	件数	支給額 (円)
北播磨総合医療センター	日帰り	24,000	147	3,528,000
	1泊2日	40,000	49	1,960,000
北播磨総合医療センター 以外の医療機関	日帰り	費用の1/2以内 限度額12,000	66	792,000
	1泊2日	費用の1/2以内 限度額20,000	7	140,000
	脳ドック	12,000	14	168,000
合計			283	6,588,000

(5) 三木市国民健康保険運営協議会 (平成31年3月31日現在)

役職	氏名	所属	委嘱年月日
委員	松本 さとみ	被保険者代表	平成25年7月1日
〃	稲岡 裕子		平成30年6月13日
〃	中本 綾美		平成29年7月1日
〃	村上 文代		平成27年7月1日
〃	藤田 千賀子		平成27年7月1日
〃	堀井 弘幸	保険医及び薬剤師代表	平成22年4月1日
〃	中村 正樹		平成30年4月1日
〃	高瀬 豊		平成29年7月1日
〃	印南 克之		平成29年7月1日
〃	矢野 謙		平成17年7月1日
〃	小山内 政子	公益代表	平成27年7月1日
〃	岡村 信夫		平成29年7月1日
会長	大前 政博		平成22年12月1日
委員	八木 和子		平成20年4月1日
〃	亀井 美鈴		平成17年10月24日
〃	三村 和彦	被用者保険等保険者代表	平成25年7月1日
〃	前川 正則		平成26年6月14日

2 後期高齢者医療及び福祉医療事業

(1) 後期高齢者医療

老人保健制度に代わり、平成20年4月から開始された制度で、兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と市が分担して事業を実施している。

広域連合は、被保険者の認定や保険料の決定、医療の給付などを行い、市は、被保険者への保険証の引き渡し、被保険者からの各種届出や申請などの受付、保険料の徴収などを行った。

また、被保険者の疾病の早期発見、健康保持の増進を図るため、人間ドック等の利用者に費用の一部を助成した。

ア 被保険者の資格

対象者は75歳以上の人、または広域連合から認定を受けた65歳以上75歳未満で一定の障害がある人。

被保険者数は12,969人。内、障害認定による被保険者は227人。（平成31年3月末現在）

(7) 資格の異動

取得		喪失	
区分	被保険者（人）	区分	被保険者（人）
年齢到達	1,172	死亡	766
転入（県外）	29	転出（県外）	26
転入（県内）	63	転出（県内）	59
生活保護廃止	16	生活保護開始	17
障害認定	30	障害認定の撤回	2
合計	1,310	合計	870

(4) 申請の受付

区分	件数
再交付申請	532
基準収入額適用申請	70
限度額適用標準負担額減額認定申請	509
限度額適用認定申請	110
特定疾病申請	41
送付先変更登録	67
資格変更（氏名変更・転居）	95
葬祭費申請	701
高額療養費支給申請	898
高額療養費（外来年間合算）支給申請	7
高額介護合算療養費支給申請	271
療養費支給申請	1,528
合計	4,829

イ 後期高齢者医療保険料

(7) 保険料の算出

年額保険料（上限62万円）＝ 均等割額（被保険者一人あたり48,855円）

＋ 所得割額（総所得金額等－基礎控除額33万円）× 所得割率10.17%

(イ) 後期高齢者医療保険料調定額及び収入額

科目		調定額 (円)	収入済額 (円)	収入未済額 (円)	不納欠損額 (円)	徴収率 (%)
特別徴収	現年分	632,753,539	632,753,539	0	0	100.0
普通徴収	現年分	358,531,901	355,290,014	3,241,887	0	99.1
	滞納繰越分	12,699,778	4,655,275	8,044,503	273,686	36.7
合計		1,003,985,218	992,698,828	11,286,390	273,686	98.9

(ウ) 人間ドック・脳ドック利用助成（後期高齢）

施設名	コース	助成金（円）	件数	支給額（円）
北播磨総合医療センター	日帰り	24,000	54	1,296,000
	1泊2日	40,000	24	960,000
北播磨総合医療センター 以外の医療機関	日帰り	費用の1/2以内 限度額12,000	6	72,000
	1泊2日	費用の1/2以内 限度額20,000	1	20,000
	脳ドック	12,000	2	24,000
合計			87	2,372,000

(2) 福祉医療

高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等、母子家庭等にかかる医療費について、一定の要件のもとに医療費の一部又は全部（乳幼児等医療費）を助成した。

ア 福祉医療費助成対象者

制度の種類	対象者	所得制限
高齢期移行	65歳から69歳	① 住民税非課税世帯で世帯全員に所得のない方 ② 住民税非課税世帯で年金収入と他の所得の合計額が80万円以下。ただし誕生日が昭和27年7月1日以降の方は、要介護2以上であること。
重度障害者	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神保健福祉手帳1級の所持者	本人、配偶者、扶養義務者の市民税所得割税額の合計が23万5千円未満
乳幼児等	0歳児から中学3年生	なし
母子家庭等	母子家庭・父子家庭の母父、その児童並びに遺児（18歳に達した年度末まで。高等学校など在学习中の場合は、20歳到達月まで）	児童扶養手当法に基づく所得制限あり
高齢重度障害者	後期高齢者医療制度に加入し、重度障害者医療と同要件の方	本人、配偶者、扶養義務者の市民税所得割税額の合計が23万5千円未満

イ 福祉医療費助成内訳

項目	対象者数（人）	医療費支給額（円）
高齢期移行者医療	322	17,867,701
心身障害者医療	739	119,233,008
精神障害者医療	32	1,195,264
乳幼児等医療	9,365	327,742,885
母子家庭等医療	369	11,251,237
高齢重度障害者医療	744	77,762,911
合計	11,571	555,053,006